

平成31年度前期分授業料免除の実施について

学生各位

平成31年度前期分授業料免除について、以下のとおり実施します。

※【東日本大震災】及び【熊本地震】の被災者については特例として対象者としています。
その他、申請期限を越えている災害において現時点で、特例としているものはありませんが、今後、特例の対象となる可能性がありますので、本学からのお知らせに注意してください。

1. 申請書類の取得方法・提出期限等

配付開始日	平成31年2月1日（金）
取得方法	北海道大学ホームページからダウンロードしてください。 ○ トップ>学生生活>入学料・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報 ※外国人留学生は、申請書類が異なるので、所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で確認の上、取得してください。
提出期限	平成31年3月29日（金）【期限厳守】 【平成31年度学部新入生（※）については平成31年4月3日（水）】 ※ 総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む
提出場所	学部1年生（※）・水産学部2年生・平成31年度学部新入生（※） → 高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課奨学支援担当） 学部2年生以上（水産学部2年生を除く）、学部編入学生及び大学院生 → 所属学部・研究科（学院）等の授業料免除担当窓口 ※ 総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む 上記窓口に出が難しい場合は担当窓口へご相談ください。

2. 申請に係る補足事項

- 今回は前期分授業料免除に係る申請です。（申請期区分が「前期」又は「前後期一括」）
- 次の者は「前後期一括申請」ができません。
 - ・ 前期申請時（4月1日）以降に家族状況、家計状況、通学区分等の変更が見込まれる場合
 - ・ 10月入学者（年度途中で在籍課程が変更する場合があるため）
 - ・ 9月若しくは12月修了予定の場合（年度の途中で修了予定の者）
 - ・ 年度内に休学、退学を予定している場合
 - ・ 前年10月～3月に退職金、保険金等の臨時所得があった場合
- 「前後期一括」申請は前期分と併せて後期分を申請し、後期分の申請書類の提出を省略するものです。前期申請時（4月1日）以降に家族状況、修学状況、家計状況、通学区分等に変更が生じた場合には、後期に申請書を再提出する必要があります。また、授業料免除の判定は、各期で行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。

3. 決 定

- 判定結果の連絡等については、7月上旬に掲示及びホームページ掲載により行いますので、申請者は掲示を確認し、必ず所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。
○ トップ>学生生活>入学料・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報
※ 決定通知を申請者及び保護者へ郵送することはありません。

4. 平成31年度学部新入生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）及び水産学部2年生（平成31年度現在）の決定通知については高等教育推進機構④番窓口、それ以外の学部学生及び大学院生については所属学部・研究科（学院）等の窓口で交付します。

5. その他

- 特殊事情による質問・相談については、高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。（TEL011-706-7530）。
- 申請をした者は、授業料の納入が猶予されますので、決定があるまで授業料を納入しないでください。授業料の納入方法等については決定後にあらためて通知します。